

西宮市公共事業評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する公共事業の新規、継続および完了後の各段階において、事業の必要性や効果等を適切に評価するとともに、意思決定および実施過程の透明性の一層の向上を図るため、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）に規定する、西宮市公共事業評価委員会（以下、「委員会」という。）による公共事業評価の実施に関し必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2条 公共事業評価は、市が実施する投資的事業(国等の機関が評価を行う事業、災害復旧事業、維持補修管理に係る事業、民間等への補助事業、上下水道局が所管する事業を除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 新規事業で、次のいずれかに該当するもの

ア 新たに国に事業費の予算化の要望を行う国庫補助事業で、国が事前評価を求めるもの又は総事業費が10億円以上のもの

イ 新たに事業費の予算化を行う市単独事業で、総事業費が10億円以上のもの

ウ 総事業費が10億円未満の事業で、市長が特に評価が必要であると認めるもの

(2) 継続事業で、次に該当するもの

ア 国庫補助事業であって、当該事業を所管する省庁が定める実施要領により再評価が義務付けられているもの

(3) 完了した事業で、次に該当するもの

ア 国庫補助事業であって、交付要綱等により事後評価が義務付けられているもの

(評価の時期)

第3条 前条第1号の規定に該当する事業の評価は、原則として当該事業の予算化の要望を行う年度の前年度末までに行うものとする。

2 前条第2号及び第3号の規定に該当する事業の評価は、実施要領等で定められた時期に行うものとする。

(評価シートの作成)

第4条 第2条で規定した各評価対象事業を所管する課等は、当該事業ごとに評価シートを作成するものとする。なお、評価シートは、国等において様式が定められているもの以外は、西宮市公共事業評価シートを使用するものとする。

(委員会による評価等)

第5条 前条の規定により評価シートを作成した事業については、委員会において評価を行うものとする。

2 前項の規定による委員会の評価の結果は、速やかに公表するものとする。

(評価対象事業に係る対応方針の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による評価の結果を判断材料とし、評価対象事業の対応方針の決定等を行うものとする。

2 前項の規定により決定した対応方針等は、速やかに公表するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、政策局政策総括室政策経営課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 8月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から実施する。